

「令和7年度 ICTを活用した地域クラブ活動（オンラインクラブ活動）トライアル事業」業務 公募型プロポーザル実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和7年6月16日

長野県教育委員会事務局
保健厚生課長

1 業務の概要

（1）業務名

「令和7年度 ICTを活用した地域クラブ活動（オンラインクラブ活動）トライアル事業」業務

（2）業務の目的

部活動の地域移行に係り、中山間地における指導者の人材不足といった課題の解消を図るため、ICTを活用した取組に関する実証を行い、地域の事情に寄らず、子どもたちが多様なスポーツ・文化芸術活動に参加できる事例創出等を行うことを目的とする。

（3）業務内容

- ① ICTを活用したオンライン指導を組み合わせた地域クラブ活動の実施
- ② 事業実施のための管理運営体制の構築
- ③ 実績報告書の作成

（4）仕様書

別添仕様書（案）のとおりに

（5）企画提案を求める具体的内容の項目

- ① ICTを活用したオンライン指導を組み合わせた地域クラブ活動の実施
- ② オンライン指導の環境整備（必要備品の確保と管理、講師やプログラムの選定）
- ③ 管理運営体制の構築（地域クラブ等との協力体制の構築、生徒の出席管理や保護者への連絡体制等の構築）
- ④ 実績報告書等の作成（アンケートの実施等）
- ⑤ 個人情報の保護対策（個人情報を適切に扱うための体制）
- ⑥ その他委託業者の提案によるもの（任意）

（6）業務の実施場所

長野県（事業対象自治体及び地域クラブ等）

（7）履行期間

契約締結日から令和8年2月20日までとする。

（8）費用の上限額

3,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加できない者でないこと。
- （2）物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- （3）長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- （4）長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去5年以内に国、地方公共団体、民間企業等からの委託を受けて同種あるいは類似し、規模をほぼ同じくする業務を実施した実績のある者。
- (8) 説明会、プレゼンテーション及び打合せに参加できる者。
- (9) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。

3 参加申込書 の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（3（5）①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

同種あるいは類似し、規模をほぼ同じくする業務の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。「規模をほぼ同じくする」とは、1（8）の金額の70 %以上の額の契約とします。

(4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県教育委員会事務局保健厚生課学校体育係（県庁本館8階）
電 話 026-235-7448
F A X 026-234-5169
メール sports-gakko@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和7年6月25日（水）（土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

【注】長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

- ② 提出先 3（4）に同じ。（メールも同様）

- ③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに保健厚生課学校体育係に達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送、又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（4）①）の3日前までに、書面により 長野県教育委員会事務局保健厚生課長から通知します。

- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により長野県教育委員会事務局保健厚生課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

- ④ 非該当理由の説明請求の受付非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3（4）に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

- (1) 開催日時 令和7年6月30日(月) 午前10時から(1時間程度)
- (2) 開催場所 長野県スポーツ会館 1階会議室
長野市南長野聖徳545-1 電話 026-235-3483
- (3) 留意事項 説明会に参加しない場合には、プロポーザルへの参加を辞退したものとして扱います。
駐車場は、県庁駐車場をご利用ください。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4)に同じ。
- (2) 受付期間 企画提案書の提出期限の5日前まで(7月15日(火))の午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメール等により提出するものとします。
- (4) 回答方法 企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、令和7年7月17日(木)までにプロポーザル参加者全員にメールで回答します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書(様式第8号)及び企画書(様式第8号の附表1、もしくは任意様式でも可)
企画書は、別に定める仕様書に示した内容を踏まえた上で、記載してください。
なお、企画書は原則としてすべて、A4サイズとしてください。

- ② 経費見積書(様式第8号の附表2)

- ③ 会社概要又はパンフレット(写し可)

(2) 企画書記載上の留意事項

業務に要する経費は、本業務の実施に当たり、それぞれ項目ごとに必要な経費の合計額を記載してください。
また、経費の総額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

(3) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(4)に同じ。
- ② 受付時間 5(2)に同じ。
- ③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメール等により提出するものとします。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメール等により回答します。

(4) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和7年7月22日(火) 午後5時まで(必着)
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出部数 7部(原本1部、コピー6部)
- ④ 提出方法 持参又は郵送とします。ただし、郵送の場合は提出期限までに 長野県教育委員会事務局保健厚生課に到達したものに限り、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者を確認してください。

(5) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

評価項目	評価内容	配点
実施計画・実施体制	適切かつ効率的に実施することが見込めるか	10 点
	本事業の円滑な実施が期待できる体制が整っているか	10 点
企画提案内容	業務の目的を十分に理解した企画案になっているか	10 点
	遠隔指導に必要な I C T 機器を選定するとともに、参加者が円滑に利用できるシステム構築となっているか	10 点
	参加者のレベルや進捗状況に合わせた指導プログラムとなっているか	10 点
	遠隔指導の実施状況、参加者の満足度、技能向上度等を評価するための指標を設定し、定期的に効果測定を実施する提案となっているか	5 点
	事業の実施目的を鑑み、効果的な自由提案がなされているか。また、妥当で効果的な提案となっているか	15 点
セキュリティ	プライバシーマークやそれに準ずる認証を保有し、個人情報適切に扱うための体制や漏洩等の事案が発生した場合に対応する体制は整備されているか	10 点
スケジュール	円滑かつ適切に実施できる具体的なスケジュールになっているか	5 点
経費妥当性	実施経費が企画提案内容に沿った適切なものか、また、実現可能な企画（経費）となっているか。将来的に他の地域への横展開など持続可能な企画となっているか	5 点
	費用対効果に十分に配慮した経費となっているか	5 点
実績	令和 5 年度以降の部活動地域移行（展開）・地域連携に係る都道府県の自治体に向けた類似のシステム構築・導入の実績があるか	5 点
合計点		100 点

(6) 企画提案の選定の方法

① 企画書の選定に当たっては、企画提案評価会議を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

② 企画提案評価会議の各構成員の評価点の合計が最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の平均評価点が 60 点以下の場合は選定しません。

③ プレゼンテーションの実施日時及び場所

ア 日 時 令和 7 年 7 月 28 日（月） 午前 9 時 30 分から

イ 場 所 長野県スポーツ会館 2 階会議室

長野市南長野聖徳 545-1 電話 026-235-3483

ウ 所要時間 プレゼンテーション 15 分、選考委員による質疑 5 分

※各提案者の開始時刻は、個別に連絡します。

(7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により長野県教育委員会事務局保健厚生課長から通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により 長野県教育委員会事務局保健厚生課長から通知します。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第 13 号）及び企画提案評価会議評価書（様式第 9 号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県教育委員会事務局保健厚生課において閲覧に供します。

(8) 非選定理由に関する事項

① 6（7）② の見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により長野県教育委員会事務局保健厚生課長に対して非該当理由について説明を求められます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（土曜日、

日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(9) その他の留意事項

- ① 提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をしたものは、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書(案)のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メール(又はFAX)による場合は該当日の午後5時までに)に、見積書(様式第14号)を指定された方法により長野県教育委員会事務局保健厚生課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、8(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県教育委員会事務局保健厚生課において閲覧に供します。

10 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県教育委員会事務局保健厚生課学校体育係(県庁本館8階) 電 話 026-235-7448 FAX 026-234-5169 メール sports-gakko@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。